後援名義使用申請の手続きと審査基準

- 1. 申請資格 会員であること。
- 2. **主な審査基準** ①友好協会の活動の主旨に沿ったもの。②政治・宗教活動に関連がなく、公共性の高いもの。③特定の個人・団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないもの。
- 3. 申請方法 原則として、行事実施予定の2ヶ月前までに、所定の申請書に必要事項を記入し、添付資料を添えて協会事務所に提出してください。
- 4. 必要書類 ①後援名義使用申請書(協会のホームページからダウンロードできます)②行事計画書 ③申請者の活動歴 ④団体の規約、役員名簿(団体の場合) ⑤ その他、プログラム、ポスター案等あらかじめ行事の内容が把握できるもの ⑥ ③ と④については、次回以降の申請時に省略することができます。
- 5. 審査 協会の運営委員会(理事長、専務理事、常務理事、事務局長で構成)は申請書受付後、出来るだけ速やかに審査を行い,諾否を決定します。後援の承諾を決定したときには、「後援名義使用承認書」を申請者に送付し、後援をしないことに決定したときには、その旨を文書で通知します。
- 6. 実施報告 行事終了後は、実施報告書を提出していただきます(書式自由)。